平成２５年（フ）第１００号
盛岡市厨川２丁目31番９―306号
債務者　高橋　洋太
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第１０３号
盛岡市上太田上川原334番地１
債務者　藤原　美穂（旧姓本山）
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第１５号
新潟県村上市十川1319番地
債務者　小野真由美
1　決定年月日時　平成25年５月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第１０号
新潟県上越市昭和町２丁目８番33号　サンパークＢ101号
債務者　綱川　　崇
1　決定年月日時　平成25年５月10日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第１７号
新潟県上越市御殿山町16番14号
債務者　利根川茂子
1　決定年月日時　平成25年５月10日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第２６号
新潟県上越市幸町16番11号コーポさいわい１―３号
債務者　岩﨑　博司
1　決定年月日時　平成25年５月10日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第２２６３号
名古屋市西区庄内通５丁目４番地の１、従前の住所名古屋市西区上名古屋４丁目１番25―501号　上名古屋ハイツ
債務者　冨成　良子
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３０号
長崎県西彼杵郡時津町元村郷15番地４　辻アパート201、旧住所佐賀県藤津郡太良町大字多良1871番地５
債務者　山﨑　純子
1　決定年月日時　平成25年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６０号
長崎県西彼杵郡長与町高田郷2128番地10
債務者　大久保有道
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６１号
長崎県西彼杵郡長与町高田郷2128番地10
債務者　大久保厚子
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７２号
長崎県長崎市京泊２丁目１番10―202号、旧住所長崎県長崎市三重田町1224番地　高谷方
債務者　永田　重雄
1　決定年月日時　平成25年５月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７６号
長崎県長崎市西山本町11番28号
債務者　長嶺　英次
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４８号
長崎県大村市玖島２丁目262番地11
債務者　井上　祐子（旧姓大澤）
1　決定年月日時　平成25年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第４９号
長崎県諫早市小長井町牧219番地12、前住所埼玉県蕨市中央４丁目８番25号
債務者　馬場　傅男
1　決定年月日時　平成25年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第５４号
長崎県大村市松並２丁目878番地７
債務者　草野由美子
1　決定年月日時　平成25年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第９５号
茨城県小美玉市倉数716番地１
債務者　堤　　哲也
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２６９号
茨城県古河市尾崎2934番地18
債務者　清水　　努
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
水戸地方裁判所下妻支部